

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年 6 月24日
【届出者の氏名又は名称】	O P I ・ 1 1 株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都港区浜松町二丁目 4 番 1 号
【最寄りの連絡場所】	東京都港区浜松町二丁目 4 番 1 号 オリックス株式会社
【電話番号】	0 3 - 3 4 3 5 - 3 1 6 7
【事務連絡者氏名】	石井 耕平
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	O P I ・ 1 1 株式会社 (東京都港区浜松町二丁目 4 番 1 号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

(注 1) 本書中の「公開買付者」とは、O P I ・ 1 1 株式会社をいいます。

(注 2) 本書中の「対象者」とは、株式会社アークをいいます。

(注 3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注 4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。

(注 5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。

(注 6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）をいいます。

(注 7) 本書中の「本公開買付け」とは、本書提出に係る公開買付けをいいます。

(注 8) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注 9) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、別段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注10) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第 1 条第 1 項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

第 1 【公開買付要項】

1 【対象者名】

株式会社アーク

2 【買付け等をする株券等の種類】

(1) 普通株式

(2) 優先株式

A 種優先株式（注 1）

B 種優先株式（注 2）

C 種優先株式（注 3）（以下 A 種優先株式、B 種優先株式及び C 種優先株式を総称して「本優先株式」といいます。）

（注 1） A 種優先株式は、1 単元の株式数を 100 株として株主総会における議決権を有します。A 種優先株式については、本書提出日現在、株式会社地域経済活性化支援機構（以下「支援機構」といいます。）がその全て（150,000,000 株）を保有しておりますが、支援機構は、本応募契約（下記「3 買付け等の目的」の「(1) 本公開買付けの概要」にて定義します。）において、A 種優先株式のうち 50,000,000 株（以下「応募予定 A 種優先株式」といいます。）については A 種優先株式 1 株につき対象者の普通株式（以下「対象者普通株式」といいます。）4 株の交付を請求できる取得請求権（以下「A 種優先株式普通株式対価取得請求権」といいます。）を行使することにより交付される対象者普通株式 200,000,000 株（以下「A 種優先株式転換後応募予定普通株式」といいます。）を本公開買付けに応募し、A 種優先株式のうち 100,000,000 株（以下「非応募 A 種優先株式」といいます。）については、本公開買付けには応募しないものとし、本公開買付けが成立したことを前提条件として、本公開買付け終了後遅滞なく、金銭を対価とする取得請求権（以下「金銭対価取得請求権」といいます。）を行使し対象者に取得させることを合意しています。

（注 2） B 種優先株式は、株主総会における議決権はありません。B 種優先株式には、B 種優先株式 1 株につき対象者普通株式 3 株の交付を請求できる取得請求権（以下「B 種優先株式普通株式対価取得請求権」といいます。ただし、B 種優先株式普通株式対価取得請求権は、平成 28 年 8 月 25 日以降においてのみ行使できるものとされております。）が付されています。

（注 3） C 種優先株式は、株主総会における議決権はありません。C 種優先株式については、本書提出日現在、支援機構がその全て（23,518,613 株）を保有しておりますが、支援機構は、本応募契約において、全ての C 種優先株式について、C 種優先株式 1 株につき対象者普通株式 3 株の交付を請求できる取得請求権（以下「C 種優先株式普通株式対価取得請求権」といいます。）を行使することにより交付される対象者普通株式 70,555,839 株（以下「C 種優先株式転換後応募予定普通株式」といいます。）を本公開買付けに応募することを合意しています。なお、C 種優先株式は全て対象者に取得されることとなりますので、C 種優先株式は実質的に本公開買付けの対象とはなっておりません。

3 【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、対象者への投資を事業目的に平成 26 年 5 月に設立された株式会社です。

公開買付者の発行済全株式は、オリックス・プリンシパル・インベストメンツ株式会社（以下「オリックス・プリンシパル・インベストメンツ」といいます。）を業務執行組合員とし、オリックス株式会社（以下「オリックス」といいます。）を組合員とする O P I 2002 投資事業組合（以下「オリックス投資事業組合」といいます。）が保有しています。

オリックス投資事業組合は、平成 14 年に設立した民法上の組合です。近年では、株式会社河内屋、株式会社キンレイ（現株式会社 K R フードサービス）、旭ファイバーグラス株式会社、1 s t ホールディングス株式会社（現ウイングアーク 1 s t 株式会社）及び株式会社ネットジャパン等へのエクイティ投資を行っており、投資先企業に対して、オリックス投資事業組合を通じて提供可能なオリックスグループが持つ専門性や事業プラットフォームを活用し、既存事業の更なる向上や高度な経営体制の確立等、企業価値向上に向けた様々な施策の立案・実行のサポートを行っております。

今般、公開買付者は、支援機構が保有する応募予定 A 種優先株式 50,000,000 株に係る A 種優先株式普通株式対価取得請求権及び C 種優先株式 23,518,613 株に係る C 種優先株式普通株式対価取得請求権を行使することにより交付される A 種優先株式転換後応募予定普通株式（200,000,000 株）及び C 種優先株式転換後応募予定普通株式（70,555,839 株）の合計株式数 270,555,839 株（以下「A 種優先株式転換後応募予定普通株式」及び「C 種優先株式転換後応募予定普通株式」を合わせて「応募予定普通株式」（270,555,839 株）と総称します。）を取得し、対象者の企業価値向上に向けた支援体制を構築することを目的として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。公開買付者が、応募予定普通株式を取得した場合に保有する議決権割合（注）は 81.03% となる予定です。

(注) 本書における議決権割合は、本公開買付け成立後に予定される状況における議決権を想定して計算しております。具体的には、非応募A種優先株式は対象者に取得される予定であり、また、B種優先株式には議決権がないことを考慮し、対象者が平成26年2月7日に提出した第46期第3四半期報告書(以下「対象者平成26年3月期第3四半期報告書」といいます。)に記載された平成25年12月31日現在の発行済普通株式(68,101,592株)から、対象者が平成26年2月7日に公表した平成26年3月期第3四半期決算短信〔日本基準〕(連結)(以下「対象者平成26年3月期第3四半期決算短信」といいます。)に記載された平成25年12月31日現在の対象者が保有する自己株式(4,743,866株)を控除した対象者普通株式(63,357,726株)に、応募予定普通株式(270,555,839株)を加算した数(333,913,565株)を分母として算出するものとし、その計算において小数点以下第三位を四捨五入しております。

本公開買付けに際して、公開買付者は、オリックスとともに、支援機構との間で、平成26年6月23日付で公開買付応募契約(以下「本応募契約」といいます。)を締結し、支援機構がその保有する応募予定A種優先株式50,000,000株に係るA種優先株式普通株式対価取得請求権及びC種優先株式23,518,613株に係るC種優先株式普通株式対価取得請求権を行使し、A種優先株式転換後応募予定普通株式(200,000,000株)及びC種優先株式転換後応募予定普通株式(70,555,839株)を取得すること、応募予定普通株式(270,555,839株)について本公開買付けに応募すること及び非応募A種優先株式(100,000,000株)については本公開買付けに応募しないものとし、本公開買付け終了後遅滞なく、本公開買付けが成立したことを前提条件として、支援機構が対象者に対して金銭対価取得請求権を行使し、全ての非応募A種優先株式を対象者に取得させることを合意しております。本応募契約の概要については後記「(5)本公開買付けの応募に係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

なお、本公開買付けにおいては、応募予定普通株式の数(270,555,839株、議決権割合:81.03%)を買付予定数の下限に設定しており、応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たない場合には、公開買付者は応募株券等の全部の買付け等を行いません(なお、A種優先株式にはA種優先株式普通株式対価取得請求権が、B種優先株式にはB種優先株式普通株式対価取得請求権が、C種優先株式にはC種優先株式普通株式対価取得請求権がそれぞれ付されているため、買付予定数の下限の達成を判断するにあたっては、A種優先株式1株を対象者普通株式4株と、B種及びC種優先株式1株をそれぞれ対象者普通株式3株とみなして応募株券等の総数を計算します。)。一方、公開買付者が応募予定普通株式を取得する場合は、取得後の株券等所有割合が3分の1を超えることから、法の規定(法第27条の2第1項第2号)に従い公開買付けによる必要があり、また、取得後の株券等所有割合が3分の2を超えることから、法令の規定(法第27条の13第4項、令第14条の2の2、法第27条の2第5項、令第8条第5項第3号)に従い、買付予定数の上限を設けることができず、応募予定普通株式以外の応募株券等も本公開買付けの対象とする必要があります。本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。本公開買付けは応募予定普通株式を取得することを目的とするものであり、対象者普通株式の上場廃止を企図するものではありません。

また、対象者によって公表された平成26年6月23日付「O P I ・ 1 1 株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」(以下「対象者プレスリリース」といいます。)によれば、後記「(4)本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、対象者取締役会は、「対象者における独立委員会の設置」に記載の答申書、「対象者から独立した法律事務所からの助言」に記載の法的助言及びその他の関連資料を踏まえ、公開買付者による本公開買付けに関する諸条件について慎重に検討した結果、本公開買付けによって、オリックスグループが対象者の株主となることにより、顧客基盤の強化、グローバル連携の強化、人材の強化、M & Aに関する人材及びノウハウの強化、ファイナンスに関するノウハウの強化が見込まれる等の事業上のメリットが期待できること、また、支援機構が株主でなくなることにより、対外的に対象者が事業再生段階を脱却し、成長段階に移行したことを印象づけることができ、対象者の対外的な信用力やレピュテーションが向上することが見込まれること等の理由から、対象者の企業価値が向上すると考えられ、他方、本公開買付けの実施が対象者の企業価値に不利益を及ぼす可能性及びその程度は、限定的なものに留まるものと考えられることから、本公開買付けは対象者の企業価値ひいては株主共同の利益の向上に資する可能性が存すると判断するに至り、平成26年6月23日開催の対象者取締役会において、本公開買付けについて賛同の意見を表明すること、及び、本公開買付けの買付け等の価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様の判断に委ねることを決議したとのことです。なお、対象者取締役会の決議の詳細については、対象者プレスリリース及び後記「(4)本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」「対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認」をご参照ください。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景及び目的

対象者は、工業用デザインモデル分野における最高水準の技術力を背景に、日本の基幹産業である自動車業界及び電機業界の開発活動を長年に亘り支えてまいりました。また、工業用デザインモデル事業（開発支援事業）を軸として、工業用製品の新製品開発における上流から下流までの一連の工程である、企画、デザイン、設計、試作モデル、金型、成形加工及び組立工程に至るまでのワンストップサービスを提供する事業（フルラインネットワーク）を全世界規模で展開することを目指し、平成12年以降、積極的なM & A展開により事業規模を急拡大させました。その結果、平成12年3月期には連結売上高139億円、連結子会社7社の規模から、平成19年3月期には連結子会社180社の規模になり、平成20年3月期には連結売上高3,833億円まで拡大を果たしました。

しかしながら、M & Aによる急速な事業拡大に伴う連結経営管理体制が整備されない状況において世界経済の後退局面に直面したことで、当初企図したシナジー創出に至らないばかりか、業績不振企業への対応も大幅に遅れ、対象者グループ全体の収益力は低下の一途を辿り、M & A資金の調達のため増加した有利子負債（平成20年3月期末時点における総額は1,501億円）も、収益力の低下に伴い、重荷となりました。

これを受け、対象者は平成21年7月に中期経営計画「ARRK24」を策定し、従来の対象者グループ各社の自主性を尊重した経営体制を改め、対象者グループ各社の経営管理を更に強化した体制（連結経営）を構築することに方針を転換しました。対象者は、かかる方針転換に伴い、業績不振となった子会社及び非コア事業の子会社の整理を進め、その結果、ピーク時には180社に上った連結子会社数は、平成23年3月末までに67社に整理され、これに伴い対象者グループの有利子負債もピーク時の約半分にまで削減されました。

しかしながら、上記の子会社売却に伴う損失、業績悪化に伴う減損損失、事業構造改善費用の計上等を余儀なくされ、対象者グループの自己資本は大きく毀損する結果となり、平成22年12月末には、連結自己資本比率は2.7%にまで低下したことに加え、収益力に見合う程度に有利子負債を圧縮することもできませんでした。また、平成22年4月以降、対象者をはじめ子会社数社においては、一部の取引先金融機関の協力を得て元本返済の猶予を得ている状況となり、さらなる資本の毀損を伴う抜本的な改革を行うことができない事態に陥っておりました。

かかる事態を打開するため、対象者グループは、平成21年7月以降、外部からの資本の受け入れを含む財務基盤の強化を検討し、あらゆる選択肢を検討する中で、支援機構（当時の商号は株式会社企業再生支援機構）の再生支援を受けることが最善であると判断し、平成23年3月31日付で、支援機構に対して事業再生計画（以下「本事業再生計画」といいます。）に対する支援の申込みを行い、同日、支援決定の通知を受けました。

その後、本事業再生計画に基づき、支援機構、株式会社みずほ銀行（以下「みずほ銀行」といいます。）及び株式会社三菱東京UFJ銀行（以下「三菱東京UFJ銀行」といいます。）に対して第三者割当増資を行い（対象者は、平成23年8月25日を払込期日として、支援機構に対して、A種優先株式150,000,000株を、1株当たり60円（払込総額9,000,000,000円）で割り当てるとともに、デット・エクイティ・スワップとして、みずほ銀行が対象者に対して有する貸付債権5,357,195,085円を現物出資財産としてB種優先株式12,315,391株を、三菱東京UFJ銀行が対象者に対して有する貸付債権4,954,183,680円を現物出資財産としてB種優先株式11,388,928株を各々割り当て、支援機構が対象者に対して有する貸付債権10,230,596,655円を現物出資財産としてC種優先株式23,518,613株を支援機構に割り当てました。一連の第三者割当増資後に支援機構が有する対象者議決権数の総議決権数に対する割合は70.31%となりました。）、財務基盤及び信用力の強化を図りました。

また、支援機構より経営人材の派遣を仰ぎ、支援機構への再生支援申込みにあたって策定した平成26年3月末までの3カ年にわたる本事業再生計画に基づき、世界4極（日本・アジア・欧州・北米）（平成25年度より世界5極、日本、北米、中国、ASEAN及び欧州）における輸送機器及び民生機器業界の新製品開発を支援することを目的として、対象者グループの競争優位性を最大限活かせるように、選択と集中の徹底を図り、経営管理体制の強化を進めてまいりました。具体的には、対象者は開発支援事業に関する各種ノウハウを中核能力と位置付け、コア事業として維持強化を図る一方、金型事業及び量産事業については、開発支援事業とのシナジー効果が限定的であることから、非コア事業と位置付け、子会社売却により適正な利益獲得を図ることができる規模に縮小してまいりました。なお、これまでの金型事業及び量産事業の子会社売却により、対象者の連結子会社数は平成26年3月末までに21社に整理されております。加えて、コア事業である開発支援事業に経営資源を集中できる事業構造に再構築するため、平成26年4月1日付で、従来の企業集団のあり方を見直し、事業領域別に、オートモーティブ事業、コンシューマー事業及びエンジニアリング事業に再編するとともに、生産機能のグループ間連携を推進すべく生産本部を新設いたしました。対象者によれば、これにより連結経営管理体制を強化するとともに事業別の採算管理及びコスト管理を徹底し、事業戦略推進を迅速化することで、一層の収益体質の強化を目指すとのことです。

上記のような施策の結果、平成26年3月期末における対象者の連結有利子負債総額は1,028百万円に減少し、連結純資産額は32,107百万円、連結自己資本比率は69.2%に改善しました。また、対象者の平成26年3月期連結累計期間における売上高は51,654百万円（前年同期比36.8%減（子会社売却影響を除く実質ベースでは同22.1%増））、営業利益は3,124百万円（前年同期比23.7%減（子会社売却影響を除く実質ベースでは同34.9%増））、経常利益は4,159百万円（前年同期比6.7%増）、当期純利益は8,531百万円（前年同期当期純利益 805百万円）となるなど、順調な業績回復を果たしております。

一方、支援機構は、対象者の事業再生を進め、その再生に一定の目処が立ったことから、更なる成長を支援する担い手を探すことに着手しました。かかる状況を背景に、オリックスは、平成26年1月中旬に、支援機構が保有する対象者の株式の処分等に係る入札プロセスへの参加を支援機構より打診されたところ、対象者の成長可能性に関

心を持ち、オリックス投資事業組合によるエクイティ投資として、対象者の株式の取得に関する検討を開始しました。

オリックスは、昭和39年にリース事業を開始して以来、国内外において数々のM & A手法も用いながら隣接分野に進出し事業領域を拡大しております。オリックスグループは、常に新しいビジネスを追求し、先進的な金融商品・サービスを法人並びに個人のお客さまに提供しており、また、M & A投資においては、戦略投資に加えて、エクイティ投資としてのM & Aにも幅広く取り組んでおります。オリックスは、絶えず市場の要請を先取りし、先進的・国際的な金融サービス事業を通じて、新しい価値と環境の創造を目指し、社会に貢献することを企業理念としており、エクイティ投資を行うオリックス投資事業組合は、投資先企業に対し、オリックスグループが持つ専門性や事業プラットフォームの提供等を通じて企業価値向上の実現のため、機動的な支援を行うことを投資理念としております。

公開買付者は、対象者の保有する試作成形に係る技術力及び自動車メーカー各社との強固な取引関係を重要な資産と認識し、これらの資産をベースとしつつ、オリックスグループが持つ国内外の主要な自動車メーカー及び民生機器メーカー各社との取引ネットワーク及びこれまでの投資経験・知識を有効に活用することで、対象者の更なる成長を実現し企業価値を高めることができると考えております。

オリックスは、支援機構より提供された資料を基に平成26年1月中旬から初期的な検討を行い、第一次入札書を支援機構へ提出いたしました。更にオリックスは、対象者への投資可能性をより厳密に検証するため、支援機構及び対象者から提出された対象者の事業・財務・法務等に関する資料の精査、対象者の経営陣との面談等のデュー・ディリジェンスを行い、対象者の株式の取得について分析、検討を進めてまいりました。オリックスは、デュー・ディリジェンスの結果を踏まえて、応募予定普通株式の価値の算定を進め、支援機構に対し、平成26年5月中旬に、応募予定普通株式の譲受を希望する旨等を表明する最終提案書を提出いたしました。

その結果、オリックスは、平成26年5月下旬、優先交渉権者として選定され、これを受けて公開買付者は、支援機構との間で取引スキームの詳細や買付価格をはじめとする本公開買付けの諸条件の検討、協議を重ねてまいりました。

本公開買付けにおける対象者普通株式1株当たりの買付価格（以下「本公開買付価格」といいます。）については、公開買付者は、オリックスが入札プロセスにおいて提示した価格を基に、経済情勢、業界の動向等を踏まえつつ、支援機構との間で協議・交渉を行い、その結果、平成26年5月下旬に最終的に、対象者普通株式1株当たり55円とすることで合意しました。なお、公開買付者は、支援機構との協議・交渉により本公開買付価格を決定しており、第三者算定機関からの株式価値算定書は取得しておりません。

本優先株式の買付価格については、実質的に本公開買付価格と同価格になるよう、本優先株式に付されている本優先株式と引換えに対象者普通株式の交付を請求できる取得請求権が行使されたと仮定し、当該仮定のもとで、A種優先株式1株を転換することによって取得される対象者普通株式4株を、B種及びC種優先株式1株を転換することによって取得される対象者普通株式3株を、それぞれ本公開買付けに応募した場合に得られる金額と同額になるように定めております。

公開買付者は、本応募契約のその他の諸条件についても合意に至ったことから、平成26年6月23日に、本公開買付けを実施することを決定し、オリックスとともに、支援機構との間で、同日、本応募契約を締結いたしました。

本公開買付け後の対象者の企業価値向上施策として、対象者は事業再構築のプロセスを経て、再成長への局面へと入っており、公開買付者は、オリックスグループの営業面・資金面・人的リソース面での支援に加えて、アライアンス・M & Aの実施といった支援を行い、水平及び垂直的な成長を目指すことを考えております。

なお、公開買付者は、本公開買付けの決済完了を条件として、平成26年9月下旬を目処に臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の開催を対象者に要請し、対象者はかかる要請に応じて本臨時株主総会を開催することを予定しており、本公開買付けの決済の開始日を本臨時株主総会の基準日とすることを予定しています。本臨時株主総会において、新たに公開買付者が指名する取締役4名を選任し対象者の取締役の過半数を公開買付者が指名する者とするともに、公開買付者が指名する監査役2名を選任する予定です。また、公開買付者は、本公開買付け後も対象者普通株式の上場を維持することを企図しており、本公開買付けは、対象者普通株式の上場廃止を企図するものではありません。詳しくは、後記「(3) 本公開買付け実施後の経営方針」をご参照ください。

なお、本公開買付価格55円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成26年6月20日の東京証券取引所市場第一部における対象者普通株式の終値205円に対して73.17%（小数点以下第三位を四捨五入。以下ディスカウント率の計算において同様とします。）、平成26年6月20日からの過去1ヶ月間の終値の単純平均値182円（小数点以下を四捨五入。以下一定期間の終値の単純平均値において同様とします。）に対して69.78%、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値217円に対して74.65%、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値252円に対して78.17%のディスカウントをした価格となっております。また、本書提出日の前営業日である平成26年6月23日の東京証券取引所市場第一部における対象者普通株式の終値285円に対して80.70%のディスカウントをした価格となっております。

また、A種優先株式の買付価格については、実質的に本公開買付価格と同価格になるよう、当該A種優先株式に付されているA種優先株式普通株式対価取得請求権が行使されたと仮定し、当該仮定のもとで、A種優先株式1株を転換することによって取得される対象者普通株式4株を本公開買付けに応募した場合に得られる金額と同額になるように220円と定めております。

そして、B種及びC種優先株式の買付価格については、実質的に本公開買付価格と同価格になるよう、当該B種優先株式に付されているB種優先株式普通株式対価取得請求権及び当該C種優先株式に付されているC種優先株式普通株式対価取得請求権がそれぞれ行使されたと仮定し、当該仮定のもとで、B種及びC種優先株式1株を転換することによって取得される対象者普通株式3株を本公開買付けに応募した場合に得られる金額と同額になるようにそれぞれ165円と定めております。

なお、A種優先株式を保有する株主（以下「A種優先株主」といいます。）は、平成23年8月26日以降平成34年8月25日までの間いつでも、対象者に対して、その保有するA種優先株式の全部又は一部を金銭を対価として取得する金銭対価取得請求権を行使することができ、対象者は、A種優先株主が金銭対価取得請求権を行使したA種優先株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価取得請求権の行使が効力を生じた日（以下「金銭対価取得請求日」といいます。）に、法令及び定款上可能な範囲で、金銭を当該A種優先株主に対して交付するものとされています。金銭対価取得請求権が行使された場合におけるA種優先株式1株当たりの取得対価は、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（60円）に、金銭対価取得請求日の属する事業年度の初日から金銭対価取得請求日までの日数にA種優先株式1株当たりのA種優先配当金を乗じた金額を365で除して得られる額を加えた金額（本公開買付けの決済の開始日を金銭対価取得請求日と仮定した場合の金額は60円20銭）とされています。本公開買付けにおけるA種優先株式の買付価格220円は、係る取得対価を上回ることになります。

なお、支援機構は、本応募契約において、本公開買付け終了後遅滞なく、本公開買付けが成立したことを前提条件として、非応募A種優先株式の全てについて、適用のある法令及び定款の規定に従い、金銭対価取得請求権を行使し、対象者に取得させるために必要な措置をとることに合意しています。

（3）本公開買付け実施後の経営方針

公開買付者は、本公開買付け後、対象者の大株主として、対象者とのコミュニケーションを図るとともに、支援機構と対象者が検討・推進してきた事業運営方針及び諸施策（具体的には、対象者グループ間の連携によるノウハウ・顧客の共有化、低コスト国の拠点を活用した固定費の削減等原価低減を通じた価格競争力優位性を背景とした一層の海外展開、海外子会社を中心としたグループ企業の収益管理体制の一層の強化による採算性改善等）を継続しつつ、オリックスグループが有する経営資源を最大限に有効活用することにより、対象者グループの収益力強化と更なる成長が期待出来るものと考えています。

オリックスグループが有する経営資源の活用例としては、以下を想定しております。

自動車リース国内最大手のオリックス自動車株式会社は、法人向けに自動車リース等のファイナンス事業のほか、メンテナンス等の車両管理業務全般のアウトソーシング受託サービスを行っています。また、個人向けにはレンタカー、マイカーリース事業等を展開しております。オリックス自動車株式会社では、これらの事業に関連して日系自動車メーカー車を中心に年間数万台の新規車両を購入しており、各自動車メーカーと親密な関係を築いています。また、海外においても、アジアを中心に設備・自動車等のリース事業を手がけており、各国の自動車メーカーをはじめ、さまざまな企業との取引ネットワークを有しております。これらのオリックスグループのリソースを活用することで、対象者事業の更なる成長支援が可能であると考えており、これらの支援を通じ、対象者の成長を支援し対象者との事業シナジーを発揮することができると考えております。

なお、公開買付者及び対象者は、本臨時株主総会において、新たに公開買付者が指名する取締役4名を選任し対象者の取締役の過半数を公開買付者が指名する者とするともに、公開買付者が指名する監査役2名を選任する予定です（注）。なお、公開買付者は、上記の役員の変更を除き、現時点では、対象者の商号の変更等の対象者の事業運営上の重要な変更は予定しておりません。

（注） 対象者の平成26年6月25日開催予定の定時株主総会においては、7名の取締役が選任されることが予定されていますが、そのうち、支援機構の役員又は従業員としての地位を有している中桐悟氏、中西雅也氏、高橋和重氏及び櫻田浩一氏の4名については、本臨時株主総会の終結の時をもって取締役を辞任する予定です。また、対象者の監査役のうち支援機構の従業員の地位を有している中島宏記氏及び平成25年6月30日まで支援機構の従業員の地位を有していた細川敬章氏については、本臨時株主総会の終結の時をもって監査役を辞任する予定です。

また、本公開買付けは、応募予定普通株式を取得することを目的としており、前記「（2）本公開買付けの実施を決定するに至った背景及び目的」に記載のとおり、本公開買付価格は近時の市場価格よりディスカウントした価格に設定されていることから、公開買付者は、本公開買付けに応募予定普通株式以外に多数の応募があることを想定しておらず、本公開買付けの実施後も対象者普通株式の上場を維持することを企図しております。万一、本公開買付けの結果により対象者普通株式が東京証券取引所が定める上場廃止基準（以下「上場廃止基準」といいます。）に抵触するおそれがある場合には、対象者と上場廃止を回避するための方策について協議し、合意された方策を実行する予定です。詳しくは後記「（7）上場廃止となる見込みの有無について」をご参照ください。

（4）本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

対象者は、対象者の支配株主（親会社）である支援機構が公開買付者及びオリックスと本応募契約を締結しており、本応募契約の内容が、必ずしも対象者の少数株主と利害が一致しない可能性があることを踏まえ、本公開買付

けの手續の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置など本公開買付けの公正性を担保するため、以下の措置を採っているとのことです。

対象者における独立委員会の設置

対象者プレスリリースによれば、対象者は、対象者の親会社でありA種及びC種優先株式を保有する支援機構と、対象者普通株式を保有する株主その他の少数株主との間では利益が相反するおそれがあり、また、支援機構と対象者普通株式を保有する株主その他の少数株主との間ではその保有する情報の量に格差があることから、本公開買付けに係る利益相反を解消し、対象者の意思決定過程の公正性及び透明性を担保することを目的として、独立委員会を設置したとのことです。対象者プレスリリースによれば、対象者は、支援機構の役職員から売却先未定のまま対象者株式の売却の意向につき説明を受けた後の平成26年5月21日、支援機構から独立性を有し、また対象者の社外監査役である山田庸男氏及び中西敏彰氏、並びに外部の有識者である安原徹氏（公認会計士）の3名から構成される独立委員会を設置し、対象者の取締役会が行うべきと考えられる本公開買付けに係る意見表明の方針について、（ ）本公開買付けについて対象者取締役会が賛成するべきか否かを検討し、対象者取締役会に勧告を行うこと及び、（ ）本公開買付けについて対象者取締役会が賛同することが、少数株主にとって不利益なものでないかを検討し、対象者取締役会に意見を述べることにについて諮問することを決議したとのことです。その後、オリックスグループが本公開買付けの主体となる可能性が高いことが判明し、独立委員会は公開買付者及びオリックスグループからも独立性を有する必要性が生じたため、オリックスグループに対して日常的に法的助言を行っている中西敏彰氏は委員を辞任することとなり、平成26年5月27日付の対象者取締役会決議に基づき、中西敏彰氏に代えて、外部の有識者である益田哲生氏（弁護士）を委員に選任したとのことです。

対象者プレスリリースによれば、独立委員会は、平成26年5月21日から平成26年6月19日まで合計で7回開催され、（ ）本公開買付けが対象者の企業価値を向上させるものか否か及び、（ ）株主にとって公正な手続を通じて行われ、株主が受けるべき利益が損なわれることのないように配慮されているかという観点から、対象者経営陣及びオリックスに対するヒアリングを実施するとともに、オリックス及び支援機構に対する書面での質疑応答なども実施し、その他の関連資料につき調査・検討等を行ったとのことです。

また、対象者プレスリリースによれば、独立委員会は、これらの調査・検討等をするに際し、対象者の財務アドバイザーとして選任された野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）から、主に財務的見地からの助言を受けるとともに、対象者の法務アドバイザーである森・濱田松本法律事務所から、本公開買付け及び独立委員会の運営全般につき法的助言を受けているとのことです。

そして、対象者プレスリリースによれば、独立委員会は、平成26年6月23日開催の対象者取締役会において、委員全員一致の意見により、対象者取締役会に対し、公開買付者による本公開買付けについて、後記「対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認」に記載の対象者取締役会による判断と同様の理由により、対象者取締役会が賛成する意見を表明することは相当であるが、対象者取締役会において、対象者普通株式及び本優先株式に関する本公開買付けの買付等の価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主の皆様の判断に委ねるとの意見を表明することが相当である旨、並びに、（ ）株主への情報開示に不合理な点が見当たらないこと、（ ）対象者の普通株主は本公開買付けの成立後もその保有する対象者普通株式を市場において自由に売却できるようにすることが予定されているため、本公開買付けは対象者の株主に対し特に強圧性を有しているわけではないこと、及び（ ）対象者プレスリリース「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由（6）買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置、本公開買付けの公正性を担保するための措置」（注）に記載のとおり公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置が講じられていること等に鑑みて、公開買付者による本公開買付けについて対象者取締役会が賛同することは、対象者の少数株主にとって不利益なものでない旨の答申を行い、その詳細を記載した答申書を平成26年6月23日付で提出したとのことです。

（注） 対象者プレスリリースの上記箇所には、本書「（4）本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」と実質的に同様の内容が記載されています。

対象者から独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、対象者取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、対象者、支援機構及び公開買付者から独立した法務アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を選定し、本公開買付け及びその後の一連の手続に対する対象者取締役会の意思決定の方法及び過程その他の意思決定にあたっての留意点等に関する法的助言を受けているとのことです。

対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、独立委員会から提出された答申書、森・濱田松本法律事務所から得た法的助言及びその他の関連資料を踏まえ、公開買付者による本公開買付けに関する諸条件について慎重に検討した結果、本公開買付けによって、オリックスグループが対象者の株主となることにより、顧客基盤の強化、グローバル連携の強化、人材の強化、M & Aに関する人材及びノウハウの強化、ファイナンスに関するノウハウの強化が見込まれる等の事業上のメリットが期待できること、また、支援機構が株主でなくなることにより、対外的に対象者が事業再生段階を脱却し、成長段階に移行したことを印象づけることができ、対象者の対外的な信用力やレピュテーションが向上することが見込まれること等の理由から、対象者の企業価値が向上すると考えられ、他方、本公開買付けの実施が対象者の企業価値に不利益を及ぼす可能性及びその程度は、限定的なものに留まるものと考えられることから、本公開買付けは対象者の企業価値ひいては株主共同の利益の向上に資する可能性が存すると判断するに至り、平成26年6月23日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明する旨の決議をしたとのことです。

ただし、対象者プレスリリースによれば、本公開買付価格については、そもそも公開買付者が支援機構との間で協議・交渉の結果決定したものであること、本公開買付価格が近時の対象者普通株式の市場価格より相当程度ディスカウントした価格であること等から本公開買付価格が対象者普通株式の公正な価格であるかという点については疑義が残ること、本優先株式の理論的な株式価値を算定する際に参照すべき対象者普通株式の市場価格が、本優先株式が対象者普通株式に転換する可能性や、かかる転換が生じた場合における希薄化の影響をどの程度織り込んでいるのか明らかではないこと等の理由により、対象者普通株式及び本優先株式それぞれの1株当たり株式価値の算定を行うことが困難な事情があったため、第三者算定機関による株式価値算定書を取得していないこと、後記「(7) 上場廃止となる見込みの有無について」に記載のとおり、公開買付者は本公開買付けの実施後も対象者普通株式の上場を維持することを企図しており、株主の皆様が本公開買付け後も対象者株式を保有するという選択をすることにも合理性が認められること、一方で、支援機構によれば、支援機構において、入札手続による売却先選定プロセスを行い、かつ、多数の候補者を対象とした入札プロセスにおいて得られた最良の価格が本公開買付価格であったとのことであること等を総合的に勘案し、本公開買付けの買付等の価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様の判断に委ねる旨を、併せて決議したとのことです。

なお、対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役のうち櫻田浩一氏は支援機構の常務取締役としての地位を有しているため、利益相反の可能性を排除する観点から、上記の取締役会における審議及び決議には参加していないとのことです。また、対象者の取締役のうち、支援機構の従業員としての地位を有している中桐悟氏、中西雅也氏及び高橋和重氏は、定足数を満たすため上記の取締役会に出席した上で、利益相反の可能性を排除する観点から、対象者においては、まず、() 上記の櫻田浩一氏のほか中桐悟氏、中西雅也氏及び高橋和重氏を除く取締役3名により審議及び決議を行った上で、() 櫻田浩一氏を除く6名の取締役によりさらに審議及び決議を行うという2段階の手続を経ているとのことです。

また、対象者の監査役のうち、中島宏記氏は支援機構の従業員としての地位を有するため、また、細川敬章氏は平成25年6月30日まで支援機構の従業員としての地位を有していたため、さらに、中西敏彰氏については上記「対象者における独立委員会の設置」に記載のとおり、オリックスグループに対して日常的に法的助言を行っているため、上記() の取締役会での審議に参加していないとのことです。さらに、細川敬章氏、中島宏記氏及び中西敏彰氏を除く上記() の取締役会の審議に参加した全ての監査役(2名)及び() の取締役会の審議に参加した全ての監査役(5名)は、対象者取締役会が本公開買付けについて賛同する旨の意見を表明するとともに、本公開買付けの買付け等の価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様様の判断に委ねる旨の決議をすることにつき異議がない旨の意見を述べているとのことです。

(5) 本公開買付けの応募に係る重要な合意に関する事項

前記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景及び目的」に記載した背景を踏まえ、オリックスは、平成26年1月頃より対象者の支配株主である支援機構側との間で、対象者の株式の取得について協議を重ねてまいりました。これを受けて、公開買付者は、支援機構との間で、協議・交渉を行い、本公開買付価格を含む本公開買付けに関する諸条件の合意に至ったことから、オリックスとともに、支援機構との間で、平成26年6月23日付で本応募契約を締結し、支援機構がその保有する応募予定A種優先株式50,000,000株に係るA種優先株式普通株式対価取得請求権及びC種優先株式23,518,613株に係るC種優先株式普通株式対価取得請求権を行使し、A種優先株式転換後応募予定普通株式(200,000,000株)及びC種優先株式転換後応募予定普通株式(70,555,839株)を取得すること、応募予定普通株式(270,555,839株)を本公開買付けに応募すること及び非応募A種優先株式(100,000,000

株)については本公開買付けに応募しないものとし、本公開買付け終了後遅滞なく、本公開買付けが成立したことを前提条件として、支援機構が対象者に対して金銭対価取得請求権を行使し、全ての非応募A種優先株式を対象者に取得させることを合意しております。なお、支援機構によれば、非応募A種優先株式(100,000,000株)について本公開買付けに応募しないものとし、金銭対価取得請求権により全ての非応募A種優先株式を対象者に取得させることとしたのは、A種優先株式普通株式対価取得請求権を行使した場合の対象者普通株式の希薄化を一定程度考慮したためとのことです。

なお、本応募契約においては、支援機構の応募の前提条件として、本公開買付けが開始され、かつ撤回されていないこと、本応募契約締結日及び本公開買付けに対する応募の日において、公開買付者の表明及び保証の違反が存在しないこと(注1)、公開買付者が本応募契約に基づき履行又は遵守すべき義務について重大な違反が存在しないこと(注2)、本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)の開始日において、対象者取締役会により、本公開買付けに対する適法な出席取締役全員一致の賛同意見表明決議(本公開買付けに賛同する意見であれば足り、株主による応募を推奨する意見であることは要しない。)がなされ、これが公表されており、かつ、かかる表明が撤回されていないこと、公開買付期間の開始日までに取得又は履践されている必要がある、本応募契約の締結及びその義務の履行並びに本応募契約により企図されている取引の実行のために、公開買付者において必要な官公庁その他第三者の許可、認可、承認若しくは同意又は第三者への届出若しくは通知等が(もしあれば)全て取得又は履践されていることが定められています。なお、支援機構が、その任意の裁量により、これらの前提条件の全部又は一部を放棄の上、自らの判断で本公開買付けに応募することは制限されていません。

(注1) 公開買付者及びオリックスは、本応募契約において、本応募契約締結日、公開買付期間の開始日及び本公開買付けに係る決済の開始日において、以下の項目について表明及び保証しております。

- (a) 公開買付者及びオリックスは、日本法に準拠して適法且つ有効に設立され、有効に存続する株式会社であり、その遂行している事業を営むために必要な一切の権限及び権能を有すること。
- (b) 公開買付者及びオリックスは、本応募契約を締結し履行するために必要な法律上の完全な権利能力を有し、本公開買付けは、公開買付者の会社の目的の範囲内の行為であり、公開買付者はこれらについて公開買付者に適用のある法令若しくは金融商品取引所の規則(以下「法令等」といいます。)又は定款その他の社内規則(以下「定款等」といいます。)において、当該時点までに必要とされる全ての手続を完了していること。
- (c) 公開買付者及びオリックスによる本応募契約の締結及び公開買付者による本公開買付けの実施は、()公開買付者又はオリックスに適用のある法令等に反することなく、()公開買付者又はオリックスの定款等に反することなく、また、()公開買付者若しくはオリックスを当事者とする、又は公開買付者、オリックス若しくはそれらの財産を拘束する第三者との契約に反するものではないこと。
- (d) 本応募契約は、公開買付者及びオリックスに対して適法且つ有効な法的拘束力を有し、その各条項に従い強制履行可能なものであること。
- (e) 公開買付者及びオリックスによる本応募契約の締結及びその義務の履行並びに本応募契約により企図されている取引の実行のために公開買付者又はオリックスにおいて必要な官公庁その他第三者の許可、認可、承認若しくは同意又は第三者への届出若しくは通知等のうち、本応募契約締結日、公開買付期間の開始日又は本公開買付けに係る決済の開始日のそれぞれの時点までに取得される必要があるものは全て取得又は履践されていること。
- (f) 公開買付者は、本公開買付けの決済のために必要となる資金を有しているか、又は当該資金を賄うのに十分な資金調達の手続を完了しており、支援機構が要求した場合には、その旨を合理的に証する資料を支援機構に提出していること。
- (g) 公開買付者、オリックス又はそれらの役職員は、反社会的勢力又はこれに準ずる者(以下「反社会的勢力等」といいます。)ではなく、反社会的勢力等に資金提供又はこれに準ずる行為を通じて、反社会的勢力等の維持、運営に協力又は関与しておらず、反社会的勢力等と交流を持っていないこと。

(注2) 公開買付者は、本応募契約において、公開買付期間終了までの義務として、守秘義務及び権利義務の譲渡禁止等の義務を負っております。

なお、本公開買付け終了日までの間に、公開買付者以外の第三者による対象者の株式の全部又は一部に対する公開買付けが開始された場合その他対象者の株式の買付けに係る法的拘束力のある申出等がなされた場合（以下「対抗買付け」といいます。）で、対抗買付けに係る株式の買付価格が本公開買付価格を上回る場合、公開買付者及び支援機構は対応について誠実に協議することとされており、支援機構は、応募予定普通株式の全部又は一部につき、本公開買付けに応募せず、又は応募により成立した本応募契約を解除することができる場合があります。

(6) 本公開買付け後、対象者の株券等を更に取得する予定の有無

公開買付者は、応募予定普通株式（270,555,839株、議決権割合：81.03%）を取得することを主たる目的として本公開買付けを実施するものであり、対象者普通株式の上場廃止を意図したものではないことから、現時点において、本公開買付けが成立した場合に、対象者の株式を更に取得することは予定しておりません。

(7) 上場廃止となる見込みの有無について

本書提出日現在、対象者普通株式は東京証券取引所市場第一部に上場しておりますが、本公開買付けは、応募予定普通株式を取得することを目的としており、前記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景及び目的」に記載のとおり、本公開買付価格は近時の市場価格よりディスカウントした価格に設定されていることから、公開買付者は、本公開買付けに応募予定普通株式以外に多数の応募があることを想定しておらず、本公開買付けの実施後も対象者普通株式の上場を維持することを企図しております。ただし、本公開買付けを実施する場合には、公開買付者は、取得後の株券等所有割合が3分の2を超えることから、法令の規定に従い、買付予定数の上限を設けることができず、応募予定普通株式以外の応募株券等も本公開買付けの対象とする必要があります。このため、本公開買付けの結果次第では、対象者普通株式は上場廃止基準のうち、株主数が事業年度の末日において400人未満となった場合において、1年以内に400人以上とならないとき、流通株式数（上場株式数から、役員（取締役、会計参与、監査役、執行役）の持株数、発行済株式数の10%以上を所有する株主の持株数（明らかに固定的所有ではないと認められる株式を除く。）及び自己株式数を控除した株式数）が事業年度の末日において、2,000単位未満である場合において、1年以内に2,000単位以上とならないとき、流通株式時価総額（事業年度の末日における最終価格に、事業年度の末日における流通株式数を乗じて得た額）が事業年度の末日において、5億円未満となった場合において、1年以内に5億円以上とならないとき等の上場廃止基準に該当する可能性があり、その場合には、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。対象者普通株式が上場廃止となった場合には、対象者普通株式は東京証券取引所において取引することができなくなります。

本公開買付けの結果、万一、対象者普通株式が上場廃止基準に抵触するおそれが生じた場合には、上場廃止までの猶予期間として定められている1年以内に、公開買付者は対象者との間で、立会外分売や売出し等の上場廃止の回避のための方策について誠実に協議し検討した上で、対象者普通株式の上場が引き続き維持されるよう、合意された方策を実行いたします。なお、上記方策の具体的な対応、実施の詳細及び諸条件につきましては、現在具体的に決定している事項はありません。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

買付け等の期間	平成26年6月24日（火曜日）から平成26年8月19日（火曜日）まで（40営業日）
公告日	平成26年6月24日（火曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/ ）

【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

該当事項はありません。

【期間延長の確認連絡先】

該当事項はありません。

(2) 【買付け等の価格】

株券	普通株式 1 株につき金55円 A 種優先株式 1 株につき金220円 B 種優先株式 1 株につき金165円 C 種優先株式 1 株につき金165円
新株予約権証券	—
新株予約権付社債券	—
株券等信託受益証券 ()	—
株券等預託証券 ()	—
算定の基礎	(1) 普通株式 本公開買付価格については、公開買付者は、オリックスが入札プロセスにおいて提示した価格を基に、経済情勢、業界の動向等を踏まえつつ、支援機構との間で協議・交渉を行い、その結果、平成26年 5 月下旬に最終的に、対象者普通株式 1 株当たり55円とすることで合意しました。なお、公開買付者は、支援機構との協議・交渉により本公開買付価格を決定しており、第三者算定機関からの株式価値算定書は取得しておりません。 なお、本公開買付価格55円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成26年 6 月20日の東京証券取引所市場第一部における対象者普通株式の終値205円に対して73.17%、平成26年 6 月20日からの過去 1 ヶ月間の終値の単純平均値182円に対して69.78%、同過去 3 ヶ月間の終値の単純平均値217円に対して74.65%、同過去 6 ヶ月間の終値の単純平均値252円に対して78.17%のディスカウントをした価格となっております。また、本書提出日の前営業日である平成26年 6 月23日の東京証券取引所市場第一部における対象者普通株式の終値285円に対して80.70%のディスカウントをした価格となっております。 (2) 本優先株式 A 種優先株式の買付価格については、実質的に本公開買付価格と同価格になるよう、当該 A 種優先株式に付されている A 種優先株式普通株式対価取得請求権が行使されたと仮定し、当該仮定のもとで、A 種優先株式 1 株を転換することによって取得される対象者普通株式 4 株を本公開買付けに応募した場合に得られる金額と同額になるように220円と定めております。 そして、B 種及びC 種優先株式の買付価格については、実質的に本公開買付価格と同価格になるよう、当該 B 種優先株式に付されている B 種優先株式普通株式対価取得請求権及び当該 C 種優先株式に付されている C 種優先株式普通株式対価取得請求権がそれぞれ行使されたと仮定し、当該仮定のもとで、B 種及びC 種優先株式 1 株を転換することによって取得される対象者普通株式 3 株を本公開買付けに応募した場合に得られる金額と同額になるようにそれぞれ165円と定めております。 なお、A 種優先株主は、平成23年 8 月26日以降平成34年 8 月25日までの間いつでも、対象者に対して、その保有する A 種優先株式の全部又は一部を金銭を対価として取得する金銭対価取得請求権を行使することができ、対象者は、A 種優先株主が金銭対価取得請求権を行使した A 種優先株式を取得するのと引換えに、金銭対価取得請求日に、法令及び定款上可能な範囲で、金銭を当該 A 種優先株主に対して交付するものとされています。金銭対価取得請求権が行使された場合における A 種優先株式 1 株当たりの取得対価は、A 種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額（60円）に、金銭対価取得請求日の属する事業年度の初日から金銭対価取得請求日までの日数に A 種優先株式 1 株当たりの A 種優先配当金を乗じた金額を365で除して得られる額を加えた金額（本公開買付けの決済の開始日を金銭対価取得請求日と仮定した場合の金額は60円20銭）とされています。本公開買付けにおける A 種優先株式の買付価格 220円は、係る取得対価を上回ることになります。

算定の経緯	オリックスは、支援機構より提供された資料を基に平成26年1月中旬から初期的な検討を行い、第一次入札書を支援機構へ提出いたしました。更にオリックスは、対象者への投資可能性をより厳密に検証するため、支援機構及び対象者から提出された対象者の事業・財務・法務等に関する資料の精査、対象者の経営陣との面談等のデュー・ディリジェンスを行い、対象者の株式の取得について分析、検討を進めてまいりました。オリックスは、デュー・ディリジェンスの結果を踏まえて、応募予定普通株式の価値の算定を進め、支援機構に対し、平成26年5月中旬に、応募予定普通株式の譲受を希望する旨等を表明する最終提案書を提出いたしました。 その結果、オリックスは、平成26年5月下旬、優先交渉権者として選定され、これを受けて公開買付者は支援機構との間で取引スキームの詳細や買付価格をはじめとする本公開買付けの諸条件の検討、協議を重ねてまいりました。 上記を踏まえて、公開買付者は、前記「算定の基礎」欄に記載のとおり支援機構との間で協議・交渉を行い、その結果、平成26年5月下旬に最終的に、本公開買付価格を55円、A種優先株式の買付価格を220円、B種及びC種優先株式の買付価格をそれぞれ165円とすることで合意しました。 公開買付者は、本応募契約のその他の諸条件についても合意に至ったことから、平成26年6月23日に、本公開買付けを実施することを決定し、オリックスとともに、支援機構との間で、同日、本応募契約を締結いたしました。
-------	--

(3) 【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
270,555,839 (株)	270,555,839 (株)	— (株)

- (注 1) 買付予定数は、応募予定普通株式の数です。なお、公開買付者が本公開買付けにより取得する対象者の株券等の最大数(最大買付数)は、対象者平成26年3月期第3四半期報告書に記載された平成25年12月31日現在の対象者の発行済普通株式総数(68,101,592株)から、対象者平成26年3月期第3四半期決算短信に記載された平成25年12月31日現在の対象者が保有する自己株式(4,743,866株)を控除した普通株式数(63,357,726株)に、対象者平成26年3月期第3四半期報告書に記載された平成25年12月31日現在のA種優先株式(150,000,000株)から支援機構が対象者に対して金銭対価取得請求権を行使し対象者に取得させる非応募A種優先株式(100,000,000株)を除いたA種優先株式(50,000,000株)、B種優先株式(23,704,319株)及びC種優先株式(23,518,613株)を全て普通株式に換算した株式(341,668,796株)を加算した株式数(405,026,522株)です。
- (注 2) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(270,555,839株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。なお、A種優先株式にはA種優先株式普通株式対価取得請求権が、B種優先株式にはB種優先株式普通株式対価取得請求権が、C種優先株式にはC種優先株式普通株式対価取得請求権がそれぞれ付されているため、買付予定数の下限の達成を判断するにあたっては、A種優先株式1株を普通株式4株と、B種及びC種優先株式1株をそれぞれ普通株式3株とみなして応募株券等の総数を計算します。
- (注 3) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。
- (注 4) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

5【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	2,705,558
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	-
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年6月24日現在)(個)(d)	-
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年6月24日現在)(個)(g)	6,705,558
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	5,205,558
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	-
対象者の総株主等の議決権の数(平成25年12月31日現在)(個)(j)	2,133,520
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	36.86
買付け等を行った後における株券等所有割合 ($(a + d + g) / (j + (b - c) + (e - f) + (h - i)) \times 100$)(%)	91.37

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(270,555,839株)に係る議決権の数を記載しております。なお、本公開買付けにおいては、支援機構が[その保有する応募予定A種優先株式50,000,000株に係るA種優先株式普通株式対価取得請求権及びC種優先株式23,518,613株に係るC種優先株式普通株式対価取得請求権を行使し、A種優先株式転換後応募予定普通株式(200,000,000株)及びC種優先株式転換後応募予定普通株式(70,555,839株)を取得した上で、応募予定普通株式について本公開買付けに応募することが予定されていますので、「aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)」については特に記載しておりませんが、応募予定A種優先株式50,000,000株及びC種優先株式23,518,613株に係る潜在株券等に係る議決権の数は、2,205,558(個)になります。

(注2) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年6月24日現在)(個)(g)」は、特別関係者が保有する株券等に係る議決権の数を記載しております。なお、特別関係者である支援機構が保有するA種優先株式(150,000,000株)及びC種優先株式(23,518,613株)については、全て普通株式に換算した場合の当該普通株式(670,555,839株)に係る議決権の数(6,705,558個)として計算しております。

(注3) 「gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)」は、特別関係者である支援機構が保有するA種優先株式(150,000,000株)及びC種優先株式(23,518,613株)を全て普通株式に換算した場合の当該普通株式(670,555,839株)に係る議決権の数(6,705,558個)からA種優先株式(150,000,000株)に係る議決権の数(1,500,000個)を除いた議決権の数を記載しております。

(注4) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成25年12月31日現在)(個)(j)」は、対象者平成26年3月期第3四半期報告書に記載された平成25年12月31日現在の総株主等の議決権の数です。ただし、公開買付者の特別関係者である支援機構は、A種優先株式(150,000,000株)及びC種優先株式(23,518,613株)を全て(平成25年12月31日以降に対象者普通株式に転換されている場合を含む。)保有し、また、本公開買付けにおいては、単元未満株式も本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、対象者平成26年3月期第3四半期報告書に記載された平成25年12月31日現在のA種優先株式(150,000,000株)及びC種優先株式(23,518,613株)を全て普通株式に換算した株式(670,555,839株)に、対象者平成26年3月期第3四半期報告書に記載された平成25年12月31日現在の発行済普通株式(68,101,592株)から、対象者平成26年3月期第3四半期決算短信に記載された平成25年12月31日現在の対象者が保有する自己株式(4,743,866株)を控除した普通株式(63,357,726株)を加算した株式数(733,913,565株)に係る議決権の数(7,339,135個)を分母として計算しております。

(注5) 本公開買付けは、特別関係者である支援機構が保有する応募予定普通株式を取得することを目的とするものであり、「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年6月24日現在)(個)(g)」に含まれているため、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、6,705,558(個)を分子として計算しております。ただし、非応募A種優先株式(A種優先株式100,000,000株)については、本公開買付けには応募しないものとし、本公開買付けが成立

したことを前提条件として、対象者に取得されることが予定されていますので、その影響を考慮し、上記の計算の分子及び分母から非応募A種優先株式を普通株式に換算した議決権の数(4,000,000個)を控除して計算した「買付け等を行った後における株券等所有割合」は、81.03%になります。

(注6) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

6【株券等の取得に関する許可等】

(1)【株券等の種類】

普通株式

優先株式

() A種優先株式

() B種優先株式

() C種優先株式

(2)【根拠法令】

独占禁止法

公開買付者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。)第10条第2項に基づき、公正取引委員会に対し、本公開買付けによる対象者の株式の取得(以下「本株式取得」といいます。)に関する計画をあらかじめ届け出なければならない(以下、当該届出を「事前届出」といいます。)、同条第8項により、原則として、事前届出受理の日から30日(短縮される場合もあります。)を経過するまでは、本株式取得をすることはできません(以下、本株式取得が禁止される当該期間を「取得禁止期間」といいます。)

また、独占禁止法第10条第1項は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる他の会社の株式の取得行為を禁止しており、公正取引委員会はこれに違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができます(同法第17条の2第1項。以下「排除措置命令」といいます。)。公正取引委員会は、排除措置命令をしようとするときは、予定する排除措置命令の内容等を名宛人に通知しなければなりません(同法第49条第5項。以下「排除措置命令の事前通知」といいます。)、事前届出に係る株式取得に関する計画に対する排除措置命令の事前通知は、一定の期間(上記事前届出が受理された日から原則30日間ですが、延長又は短縮される場合もあります。以下「措置期間」といいます。)内に行うこととされています(同法第10条第9項)。なお、公正取引委員会は、排除措置命令の事前通知をしないこととした場合、その旨の通知(以下「排除措置命令を行わない旨の通知」といいます。)をするものとされており(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則(昭和28年公正取引委員会規則第1号)第9条)。

公開買付者は、平成26年6月12日に公正取引委員会に対して事前届出を行い、同日受理されております。したがって、本株式取得に関しては、原則として平成26年7月12日をもって、取得禁止期間は終了する予定です。本株式取得に関して、公開買付者は、公正取引委員会から平成26年6月16日付で排除措置命令を行わない旨の通知を受領したため、平成26年6月16日をもって措置期間は終了しております。なお、公開買付期間中に取得禁止期間が終了した場合であっても、公開買付届出書の訂正届出書は提出いたしません。

ドイツ競争制限禁止法

公開買付者は、ドイツ連邦共和国の競争制限禁止法(以下「ドイツ競争制限禁止法」といいます。)に基づき、連邦カルテル庁に対し、本株式取得以前に届出をする必要があります。当該届出より原則として1ヶ月間の待機期間中は本株式取得が禁止されますが、その待機期間内に連邦カルテル庁から別途承認を得られれば、ドイツ競争制限禁止法との関係では、公開買付者は同待機期間の経過を待たずに本株式取得を行うことができます。なお、当該届出は、平成26年6月20日に受理されております。なお、同待機期間が満了した場合又は連邦カルテル庁から株式取得を許可する旨の承認が得られた場合は、公開買付者は、法第27条の8第2項に基づき、直ちに、訂正届出書を提出いたします。

公開買付期間(延長した場合を含みます。)満了の前日までに、上記待機期間が終了せず、かつ、連邦カルテル庁から別途承認も得られない場合は、本公開買付けに係る期間の延長及び決済の開始日の延期が生じる可能性があります。また、かかる状況が発生した場合には、後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

(3) 【許可等の日付及び番号】

独占禁止法

許可等の日付 平成26年 6月16日（排除措置命令を行わない旨の通知を受けたことによる）

許可等の番号 公経企第245号（排除措置命令を行わない旨の通知書の番号）

ドイツ競争制限禁止法

該当事項はありません。

7 【応募及び契約の解除の方法】

(1) 【応募の方法】

公開買付代理人

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号

本公開買付けに応募される方（株主及び優先株主をいい、以下「応募株主等」といいます。）は、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載し、公開買付期間の末日の15時までに、公開買付代理人の本店又は全国各支店において応募してください。

本公開買付けに係る普通株式の応募の受付けにあたっては、応募株主等が、公開買付代理人に証券取引口座を開設した上、応募する予定の株券等を当該証券取引口座に記録管理している必要があります。本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等を経由した応募の受付けは行われません。また、本公開買付けにおいては、対象者指定の特別口座の口座管理機関である三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社に設定された特別口座に記録されている株券等をもって本公開買付けに応募することは出来ません。応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された証券取引口座又は特別口座の口座管理機関に設定された特別口座に記載又は記録されている場合は、応募に先立ち、公開買付代理人に開設した証券取引口座への振替手続を完了していただく必要があります。（注１）

本公開買付けに係る本優先株式の応募の受付けにあたっては、「公開買付応募申込書」とともに、本優先株主であることの確認書類として、本優先株主の請求によって対象者により発行される「株数順大株主名簿記載事項を記載した書面」及び本公開買付けの成立を条件とする株数順大株主名簿の名義書換えの請求に必要な書類をご提出ください。また、Ｂ種及びＣ種優先株式には、譲渡による取得について対象者の取締役会の承認を要する旨の制限が付されておりますので、Ｂ種及びＣ種優先株主の請求によって対象者により発行される「譲渡承認書」を併せてご提出ください。「株数順大株主名簿記載事項を記載した書面」、株数順大株主名簿の名義書換えの請求に必要な書類及び「譲渡承認書」の具体的な発行手続につきましては、対象者までお問い合わせください。

応募株主等は、応募に際しては、上記「公開買付応募申込書」とともに、ご印鑑をご用意ください。

公開買付代理人に証券取引口座を開設しておられない応募株主等には、新規に証券取引口座を開設していただく必要があります。証券取引口座を開設される場合には、本人確認書類（注２）が必要になります。

上記 の応募株券等の振替手続及び上記 の口座の新規開設には一定の日数を要する場合がありますのでご注意ください。

外国の居住者である株主（法人株主を含みます。以下「外国人株主」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください。

日本の居住者である個人株主の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、一般的に株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。（注３）

応募の受付けに際し、公開買付代理人より応募株主等に対して、公開買付応募申込みの受付票が交付されます。

- (注1) 対象者指定の特別口座の口座管理機関に設定された特別口座から公開買付代理人の証券取引口座に株券等の記録を振替える手続について
対象者指定の特別口座の口座管理機関に設定された特別口座から公開買付代理人の証券取引口座に株券等の記録を振替える手続を公開買付代理人経由又は特別口座の口座管理機関にて行う場合は、特別口座の口座管理機関に届け出ている個人情報と同一の情報が記載された「口座振替申請書」による申請が必要となります。詳細については、公開買付代理人又は特別口座の口座管理機関にお問合せくださいますようお願い申し上げます。
- (注2) 本人確認書類について
公開買付代理人において新規に証券取引口座を開設される場合又は日本国内の常任代理人を通じて応募する外国人株主の場合には、次の本人確認書類が必要になります。本人確認書類等の詳細については、公開買付代理人へお問合せください。
- 個人・・・・・・住民票の写し(6ヶ月以内に作成されたもの)、健康保険証、運転免許証等(氏名、住所、生年月日全てを確認できるもの)。
- 法人・・・・・・登記事項証明書(6ヶ月以内に作成されたもので名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに事業内容を確認できるもの)。
法人自体の本人確認に加え、取引担当者(当該法人の代表者が取引する場合はその代表者)個人の本人確認が必要となります。
- 外国人株主・・・日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の上記本人確認書類に準じるもの等(本人確認書類は、自然人の場合は、氏名、住所、生年月日の記載のあるもの(1)、法人の場合は、名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに事業内容の記載のあるもの(2)が必要です。また、当該本人確認書類は、自然人及び法人ともに6ヶ月以内に作成されたもの、又は有効期間若しくは期限のある書類は有効なものに限り、)及び常任代理人との間の委任契約に係る委任状又は契約書の写し(3)が必要となります。
- (1) 外国に居住される日本国籍を有する株主の方は、原則としてパスポートの提出をお願いいたします。
- (2) 法人の場合、当該法人の事業内容の確認が必要であるため、本人確認書類に事業内容の記載がない場合は、別途事業内容の確認できる書類(居住者の本人確認書類に準じる書類又は外国の法令の規定により当該法人が作成されることとされている書類で事業内容の記載があるもの)の提出が必要です。
- (3) 当該外国人株主の氏名又は名称、国外の住所地の記載のあるものに限り、常任代理人による証明年月日、常任代理人の名称、住所、代表者又は署名者の氏名及び役職が記載され、公開買付代理人の証券取引口座に係る届出印により原本証明が付されたもの。
- (注3) 日本の居住者の株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について(個人株主の場合)
日本の居住者である個人株主の方の場合、株式等の譲渡所得等には、原則として申告分離課税が適用されます。本公開買付けへの応募による売却につきましても、通常の金融商品取引業者を通じた売却として取り扱われることとなります。税務上の具体的なご質問等につきましては、税理士等の専門家にご確認いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の15時までに、応募受付けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店に公開買付応募申込みの受付票を添付の上、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。契約の解除は、解除書面が公開買付代理人に交付され、又は到達した時に効力を生じます。従って、解除書面を送付する場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時までに公開買付代理人に到達しなければ解除できないことにご注意ください。

解除書面を受領する権限を有する者

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号
（その他みずほ証券株式会社全国各支店）

(3) 【株券等の返還方法】

応募株主等が前記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに後記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還いたします。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

8 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

買付代金（円）(a)	14,880,571,145
金銭以外の対価の種類	—
金銭以外の対価の総額	—
買付手数料(b)	27,000,000
その他(c)	3,500,000
合計(a) + (b) + (c)	14,911,071,145

(注1) 「買付代金（円）(a)」欄には、本公開買付けにおける買付予定数（270,555,839株）に、普通株式1株当たりの買付価格（55円）を乗じた金額を記載しています。ただし、応募株券等の総数が買付予定数以上の場合には、応募株券等の全部の買付けを行いますので、最大買付数（405,026,522株）の全てを買付けた場合の買付代金は22,276,458,710円になり、この場合に、「買付手数料(b)」及び「その他(c)」を加えた合計額は、22,306,958,710円となります。

(注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しています。

(注3) 「その他(c)」欄には本公開買付けに関する公告に要する費用及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しています。

(注4) 上記金額には消費税等は含まれていません。

(注5) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額（千円）
—	—
計(a)	—

【届出日前の借入金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
1	—	—	—	—
2	—	—	—	—
計				—

ロ【金融機関以外】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
	—	—	—	—
	—	—	—	—
計				—

【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
1	—	—	—	—
2	—	—	—	—
計(b)				—

ロ【金融機関以外】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
	—	—	—	—
計(c)				—

【その他資金調達方法】

内容	金額（千円）
オリックス投資事業組合による出資	24,000,000
計(d)	24,000,000

（注１） 公開買付者は、上記金額に相当する出資の裏付けとして、平成26年６月23日付で、オリックス投資事業組合より、公開買付者に対して24,000,000千円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を取得しています。なお、当該出資契約において出資実行の前提条件として、本書の添付書類である出資証明書記載のものが定められる予定です。

（注２） 公開買付者は、オリックス投資事業組合から、以下の内容の報告を受けております。同組合は、上記金額の出資を実行するにあたって、同組合の組合員から必要な資金の出資を受ける予定です。同組合は、オリックス及びオリックス・プリンシパル・インベストメンツを組合員としておりますが、同組合は、出資証明書を発行するにあたり、同組合の各組合員の資力について、オリックスの直近の財務諸表及びオリックス・プリンシパル・インベストメンツの資金調達に係る書面を確認する方法により確認しているとのことです。同組合によるかかる確認の結果、公開買付者は、同組合の各組合員の資力に疑義が無く、上記金額の出資に必要な資金の全てについて各組合員から出資を受けられることが確実であると考えております。

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

24,000,000千円（(a) + (b) + (c) + (d)）

（３）【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

９【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

１０【決済の方法】

（１）【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目５番１号

（２）【決済の開始日】

平成26年８月26日（火曜日）

（３）【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受付けをした応募株主等の口座へお支払いします。

（４）【株券等の返還方法】

後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第４項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を決済の開始日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後、速やかに返還します。

普通株式については、応募が行われた時の状態に戻すことにより返還し、本優先株式については、本優先株式の応募に際して提出された書類（前記の「7 応募及び契約の解除の方法」の「(1) 応募の方法」に記載した書類）をそれぞれ応募株主等の指示により応募株主等への交付又は応募株主等の住所への郵送により返還します。

1 1 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数の下限（270,555,839株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（270,555,839株）以上の場合、応募株券等の全部の買付け等を行います。なお、A種優先株式にはA種優先株式普通株式対価取得請求権が、B種優先株式にはB種優先株式普通株式対価取得請求権が、C種優先株式にはC種優先株式普通株式対価取得請求権がそれぞれ付されているため、買付予定数の下限の達成を判断するにあたっては、A種優先株式1株を普通株式4株と、B種及びC種優先株式1株をそれぞれ普通株式3株とみなして応募株券等の総数を計算します。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イないしリ及びブないしソ、第3号イないしチ及びヌ、第4号並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、令第14条第1項第3号ヌについては、同号イからリまでに掲げる事由に準ずる事項として、以下の事項のいずれかに該当する場合をいいます。

対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合

対象者の重要な子会社に同号イからリまでに掲げる事実が発生した場合

また、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに、ドイツ競争制限禁止法に基づき、待機期間が終了せず、かつ、連邦カルテル庁から別途承認も得られなかった場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかった場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、対象者が公開買付期間中に令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項に定める基準により買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除の方法については、前記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求しません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後、速やかに前記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものでもなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付届出書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等（外国人株主の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

第 2 【公開買付者の状況】

1 【会社の場合】

(1) 【会社の概要】

【会社の沿革】

年月	事項
平成26年 5 月	商号をO P I ・ 1 1 株式会社とし、本店所在地を東京都港区浜松町二丁目 4 番 1 号、資本金1,000千円とする株式会社として設立

【会社の目的及び事業の内容】

(会社の目的)

- 1 . 投資業務
- 2 . 経営及び財務に関するコンサルティング業務
- 3 . その他前各号の業務に付帯又は関連する一切の業務

(事業の内容)

公開買付者は、対象者の株券等を取得及び所有することを事業の内容としております。

【資本金の額及び発行済株式の総数】

平成26年 6 月24日現在

資本金の額	発行済株式の総数
1,000千円	10株

(注) なお、公開買付者は、本公開買付けの決済の開始日までに、前記「第 1 公開買付要項 8 買付け等に要する資金 (2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等 その他資金調達方法」記載のとおりオリックス投資事業組合に対して24,000,000千円を限度として買付け等に要する資金として必要な額の第三者割当増資を行う予定であり、これにより公開買付者の資本金の額は最大12,000,000千円増加する予定です。

【大株主】

平成26年 6 月24日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 の数の割合 (%)
オリックス投資事業組合	東京都港区浜松町二丁目 4 番 1 号	10	100.00
計	—	10	100.00

(注) なお、公開買付者は、本公開買付けの決済の開始日までに、前記「第 1 公開買付要項 8 買付け等に要する資金 (2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等 その他資金調達方法」記載のとおりオリックス投資事業組合に対して24,000,000千円を限度として買付け等に要する資金として必要な額の第三者割当増資を行う予定です。

【役員の職歴及び所有株式の数】

平成26年 6 月24日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴		所有株式数 (株)
代表取締役		三宅 誠一	昭和43年 4 月15日	平成 4 年 4 月 平成24年 4 月 平成25年 8 月 平成26年 5 月	オリックス株式会社入 社 同社事業投資本部 事 業投資グループ部長 (現任) オリックス・プリンシ パル・インベストメン ツ株式会社 代表取締 役(現任) 公開買付者代表取締役 就任(現任)	—
計						—

(2) 【経理の状況】

公開買付者は、平成26年 5 月28日に設立された株式会社であり、本書提出日現在、設立後、事業年度が終了していないため、財務諸表は作成されておりません。

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ【有価証券報告書及びその添付書類】

ロ【四半期報告書又は半期報告書】

ハ【訂正報告書】

【上記書類を縦覧に供している場所】

2 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1【株券等の所有状況】

(1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(平成26年6月24日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	6,705,558(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券()	—	—	—
株券等預託証券()	—	—	—
合計	6,705,558	—	—
所有株券等の合計数	6,705,558	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(5,205,558)	—	—

(注) 上記の「所有する株券等の数」には、特別関係者である支援機構が保有するA種優先株式(150,000,000株)及びC種優先株式(23,518,613株)を全て普通株式に換算した場合の当該普通株式(670,555,839株)に係る議決権の数(6,705,558個)を含めております。

(2)【公開買付者による株券等の所有状況】

(平成26年6月24日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	—(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券()	—	—	—
株券等預託証券()	—	—	—
合計	—	—	—
所有株券等の合計数	—	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】

(平成26年 6 月24日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	6,705,558 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	6,705,558	—	—
所有株券等の合計数	6,705,558	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(5,205,558)	—	—

(注) 上記の「所有する株券等の数」には、特別関係者である支援機構が保有するA種優先株式(150,000,000株)及びC種優先株式(23,518,613株)を全て普通株式に換算した場合の当該普通株式(670,555,839株)に係る議決権の数を含めております。

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

【特別関係者】

(平成26年6月24日現在)

氏名又は名称	株式会社地域経済活性化支援機構
住所又は所在地	東京都千代田区大手町一丁目6番1号
職業又は事業の内容	株式会社地域経済活性化支援機構法に基づき、雇用機会の確保に配慮しつつ、地域における総合的な経済力の向上を通じて地域経済の活性化を図り、併せてこれにより地域の信用秩序の基盤強化にも資するようにするため、金融機関、地方公共団体等と連携しつつ、次に掲げる業務を通じて、有用な経営資源を有しながら過大な債務を負っている中小企業者その他の事業者の事業の再生の支援及び地域経済の活性化に資する事業活動の支援を行うこと (1) 再生支援対象事業者に対して金融機関等が有する債権の買取り又は貸付債権の信託の引受け (2) 再生支援対象事業者に対する次に掲げる業務 イ 資金の貸付け（社債の引受けを含む。） ロ 金融機関等からの資金の借入れに係る債務の保証 ハ 出資（再生支援対象事業者の株式の取得を含む。（8）において同じ。） ニ 事業の再生に関する専門家の派遣 ホ 事業活動に関する必要な助言 (3) 特定信託引受対象事業者に対して金融機関等（当該事業者に対して有する債権の額が最も多いものを除く。）が有する全ての貸付債権の信託の引受け (4) 特定事業再生支援会社に対する出資及び劣後特約付金銭消費貸借による資金の貸付け (5) 特定専門家派遣対象機関に対する専門家の派遣 (6) 単独で又は民間事業者と共同して、地域経済の活性化に資する資金供給を行う投資事業有限責任組合の無限責任組合員となる株式会社の設立の発起人となり、及び設立のための出資を行い、並びに当該株式会社の経営管理を行うこと (7) 債権買取り等又は特定信託引受けに係る債権の管理及び譲渡その他の処分（債権者としての権利の行使に関する一切の裁判上又は裁判外の行為を含む。） (8) 出資に係る株式又は持分の譲渡その他の処分 (9) 前各号に掲げる業務に関連して必要な交渉及び調査として行う法律事務 (10) 前各号に掲げる業務に附帯する業務 (11) 前各号に掲げるもののほか、その目的を達成するために必要な業務
連絡先	連絡者 株式会社地域経済活性化支援機構 サポーティング・オフィス 債権管理室 大谷 明久 連絡場所 東京都千代田区大手町一丁目6番1号 電話番号 03-6266-0356
公開買付者との関係	公開買付者との間で共同して議決権を行使することを合意している者

【所有株券等の数】

株式会社地域経済活性化支援機構

(平成26年6月24日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	6,705,558 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	6,705,558	—	—
所有株券等の合計数	6,705,558	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(5,205,558)	—	—

(注) 上記は特別関係者である支援機構が保有するA種優先株式(150,000,000株)及びC種優先株式(23,518,613株)を全て普通株式に換算した場合の当該普通株式(670,555,839株)に係る議決権の数です。

2【株券等の取引状況】

(1)【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

公開買付者は、オリックスとともに、支援機構との間で、平成26年6月23日付で本応募契約を締結し、支援機構がその保有する応募予定A種優先株式50,000,000株に係るA種優先株式普通株式対価取得請求権及びC種優先株式23,518,613株に係るC種優先株式普通株式対価取得請求権を行使し、A種優先株式転換後応募予定普通株式(200,000,000株)及びC種優先株式転換後応募予定普通株式(70,555,839株)を取得すること、応募予定普通株式(270,555,839株)を本公開買付けに応募すること及び非応募A種優先株式(100,000,000株)については本公開買付けに応募しないものとし、本公開買付け終了後遅滞なく、本公開買付けが成立したことを前提条件として、支援機構が対象者に対して金銭対価取得請求権を行使し、全ての非応募A種優先株式を対象者に取得させることを合意しております。

なお、本応募契約における、支援機構の応募の前提条件等の詳細については、前記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」「(5) 本公開買付けの応募に係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

4【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

第4【公開買付者と対象者との取引等】

1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

該当事項はありません。

2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、独立委員会から提出された答申書、森・濱田松本法律事務所から得た法的助言及びその他の関連資料を踏まえ、公開買付者による本公開買付けに関する諸条件について慎重に検討した結果、本公開買付けによって、オリックスグループが対象者の株主となることにより、顧客基盤の強化、グローバル連携の強化、人材の強化、M & Aに関する人材及びノウハウの強化、ファイナンスに関するノウハウの強化が見込まれる等の事業上のメリットが期待できること、また、支援機構が株主でなくなることにより、対外的に対象者が事業再生段階を脱却し、成長段階に移行したことを印象づけることができ、対象者の対外的な信用力やレピュテーションが向上することが見込まれること等の理由から、対象者の企業価値が向上すると考えられ、他方、本公開買付けの実施が対象者の企業価値に不利益を及ぼす可能性及びその程度は、限定的なものに留まるものと考えられることから、本公開買付けは対象者の企業価値ひいては株主共同の利益の向上に資する可能性が存すると判断するに至り、平成26年6月23日開催の対象者取締役会において、本公開買付けについて賛同の意見を表明すること、及び、本公開買付けの買付け等の価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様の判断に委ねることを決議したとのことです。

なお、対象者の取締役会の決議の詳細については、対象者プレスリリース及び前記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」「(4) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」「対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認」をご参照ください。

第5【対象者の状況】

1【最近3年間の損益状況等】

(1)【損益の状況】

決算年月	—	—	—
売上高	—	—	—
売上原価	—	—	—
販売費及び一般管理費	—	—	—
営業外収益	—	—	—
営業外費用	—	—	—
当期純利益（当期純損失）	—	—	—

(2)【1株当たりの状況】

決算年月	—	—	—
1株当たり当期純損益	—	—	—
1株当たり配当額	—	—	—
1株当たり純資産額	—	—	—

2【株価の状況】

(単位：円)

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	株式会社東京証券取引所 市場第一部						
月別	平成25年12月	平成26年1月	平成26年2月	平成26年3月	平成26年4月	平成26年5月	平成26年6月
最高株価	339	314	327	292	290	248	285
最低株価	265	265	229	256	236	150	170

(注) 平成26年6月については、6月23日までのものです。

3【株主の状況】

(1)【所有者別の状況】

平成 年 月 日現在

区分	株式の状況（ 1 単元の株式数 株 ）								単元未満株式の状況 （ 株 ）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	—	—	—	—	—	—	—	—
所有株式数 （ 単元 ）	—	—	—	—	—	—	—	—	—
所有株式数の割合 （ ％ ）	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(2)【大株主及び役員の所有株式の数】

【大株主】

平成 年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数（株）	発行済株式の総数に対する所有株式数の割合（％）
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
計	—	—	—

【役員】

平成 年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数（株）	発行済株式の総数に対する所有株式数の割合（％）
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
計	—	—	—	—

4【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1)【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第44期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日) 平成24年6月27日関東財務局長に提出

事業年度 第45期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) 平成25年6月26日関東財務局長に提出

なお、対象者によれば、平成26年6月26日までに、第46期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)に係る有価証券報告書を近畿財務局長に提出する予定とのことです。

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第46期第3四半期(自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日) 平成26年2月7日近畿財務局長に提出

なお、対象者によれば、平成26年8月5日までに、第47期第1四半期(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)に係る四半期報告書を近畿財務局長に提出する予定とのことです。

【臨時報告書】

該当事項はありません。

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2)【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社アーク

(大阪市中央区南本町二丁目2番9号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

5【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。

6【その他】

平成26年3月期決算短信

対象者は、東京証券取引所において、平成26年5月9日に「平成26年3月期決算短信〔日本基準〕（連結）」を公表しております。当該発表に基づく対象者の決算短信の概要は、以下のとおりです。なお、当該内容につきましては、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を受けておりません。また、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者は、その正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また、実際にかかる検証を行っておりません。詳細につきましては、対象者の当該公表の内容をご参照ください。

平成26年3月期決算短信〔日本基準〕（連結）の概要（平成26年5月9日公表）

(1) 損益の状況（連結）

決算年月	平成26年3月期
売上高	51,654百万円
営業利益	3,124百万円
経常利益	4,159百万円
当期純利益	8,531百万円

(2) 1株当たりの状況（連結）

決算年月	平成26年3月期
1株当たり当期純利益	77円16銭
1株当たり配当額	0円00銭
1株当たり純資産額	33円27銭

(3) 平成27年3月期の連結業績予想（平成26年4月1日から平成27年3月31日）

決算年月	通期
売上高	47,000百万円
営業利益	3,200百万円
経常利益	2,800百万円
当期純利益	1,600百万円
1株当たり当期純利益	14円47銭
1株当たり配当額	0円00銭